4. a 東電が直接需要家と接してゐる所は東京府、群馬、栃木、埼玉、茨城、千葉、静岡、神奈川七縣であるが、福島、新潟、長野、山梨は大口供給として、東電の供給を受けて居り、その直系であり又東電の発電所変電所もあるから値下運動及び従業員への働きかけと従業員と争議団との連絡提携による東電への攻勢は絶対に必要の任務である。

b. その他諸県に於いてもこれ等の運動を一層強力ならしめるために、全国一斉に値下運動と従業員へのアジビラとを統一して一方従業員と関東関西電氣労働組合との連絡組織によりて決定的闘争を作らねばならぬ。

二、電燈料値下運動

1. 電氣会社はどんな悪事をやってゐるか？

a. 料金が馬鹿に高い、東京地方だけの例をとっても東電の電力料金は次の如くである

発電力元價		一キロ	一銭二厘三毛
買入電力元價		一キロ	一銭七厘八毛
賣値	大口特殊	〃	一銭七厘八毛
	大口普通	〃	一銭二厘三毛
	小口（家庭電熱を含む）	〃	四銭一六分
	電燈	一〃	十四銭

同じ電氣でありながら、最も多くの無産者からは汎價の十[illegible]倍からとってゐる。以上は東京の例であるが、地方に於ては優にその倍額を搾取してゐる（東京地方は十燭が四十銭だが地方では一円もとってゐるところがある）。

b. 規定のボールト（一百ボールト）より電圧が低下してゐても平然[illegible]だ。

イ、電燈は電圧低下の割合以上に暗くなる。

ロ、電圧一定に維持されぬため、モートルの廻轉数が変動し[illegible]作業能力を鈍くし統制[illegible]を常にするのは[illegible]消費者だ。

ハ、電圧低下と停電のために要事はとまる、飯は半煮え[illegible]（商店の場合）とある商店及び一般市民の損害と不安。

二、會社は常に電圧低下による詐欺をしてゐるのに、それから来る四十以上の市民の損害に對して何等賠償せざるのか、たまたま電燈一つ差しかへただけでも盗用と称して罰金をとる。

ホ、自分の詐欺、盗電を棚に上げて料金が一寸滞れば断線をする

C 都市に於ける特殊問題、

イ、架空線による損害、